

議案第8号

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約の制定に関する協議について

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

大網白里市長 金坂昌典

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約
山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約（昭和57年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。